

団長協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県議会会議規則(昭和31年神奈川県議会規則第1号)第113条の2第4項の規定に基づき、団長協議会の組織及び運営について定めることを目的とする。

2 団長協議会は、一般選挙後、団長会が設置されるまでの間、議会運営等に関し会派間の意見調整等を行う。

(構成)

第2条 団長協議会は、所属議員数4人以上の会派(以下「団長協議会構成会派」という。)の団長をもって構成する。

(協議事項)

第3条 団長協議会は、次の事項を協議する。ただし、第6号に規定する事項については、知事その他の執行機関からの求めに応じ、協議するものとする。

- (1) 交渉団体に関する事。
- (2) 会派結成及び会派構成員に関する事。
- (3) 議運世話人会に関する事。
- (4) 議員控室に関する事。
- (5) 議会の情報公開に関する事。
- (6) 議会の同意を要する人事案件に関する事。
- (7) その他必要と認める事項

(招集等)

第4条 団長協議会は、議会局長が招集し、議事を進行する。

2 議会局長は、前条に規定する協議に加わることができない。

3 議会局長に事故があるときは、議会局副局長がその職務を行う。

(定足数等)

第5条 団長協議会は、全ての構成員が出席しなければ開催することができない。ただし、欠席者がいる場合において、議会局長は、出席者に諮り、開催することができる。

2 第3条第6号の案件については、正副団長協議会(第2条の構成員にその会派の副団長を加えた団長協議会をいう。)において協議する。

3 団長協議会構成会派は、当該会派に所属する議員を団長又は副団長の代理者として出席させることができる。

(表決)

第6条 協議し、調整すべき事項につき、協議、調整が整わない場合は、出席している団長協議会構成会派の団長(代理者を含む。次項において同じ。)の過半数で決するものとする。

2 前項の場合において、可否同数のときは、各団長はその所属する会派の議員数と同数の議決権を有するものとみなし、可否を決する。

(公開等)

第7条 団長協議会は、これを公開する。ただし、出席者の協議により、団長協議会の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 団長協議会の傍聴については、団長会の例による。

(記録)

第8条 団長協議会の記録を作成する。

2 公開する記録には、非公開の団長協議会の議事は記載しない。

(事務)

第9条 団長協議会の事務は、議会局総務課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、団長協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。